

## 高砂市総合教育会議運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、高砂市総合教育会議（以下「会議」という。）の会議運営に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第9項及び高砂市総合教育会議設置要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (会議)

第2条 会議は、市長、教育長及び2人以上の教育委員の出席がなければ、開くことができない。

- 2 市長は、要綱第4条第2項の規定により教育委員会から会議の招集を求められたときは、会議を招集するよう努めなければならない。
- 3 前項に規定する場合において、会議を招集しないときは、市長は、理由を明示して書面により教育委員会に回答しなければならない。
- 4 会議の招集は、会議の開催の日時及び場所を会議の日の7日前までに告示して行なわなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 5 前項の規定による告示をしたときは、市長は、直ちに会議の開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項を教育委員会に通知しなければならない。

### (緊急の場合における会議の開催)

第3条 法第1条の4第1項第2号に規定する事項に関し会議を開催する場合は、市長は、教育長の出席のみをもって会議を開催することができる。この場合において、教育長は、当該会議の終了後、速やかに当該会議の内容について、教育委員会に報告しなければならない。

### (議事進行)

第4条 会議の議事進行は、市長が行う。

### (出席者)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、有識者の会議への出席を求め、又は職員を会議に出席させることができる。

### (会議の傍聴)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に

記入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、会議を傍聴しようとする者が団体の場合は、代表者又は責任者がその団体の名称及び傍聴する者の人員を傍聴人受付票に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

- 2 児童及び乳幼児は、傍聴に入ることができない。ただし、市長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話又は拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話、電子手帳、パソコン等の情報通信機器は、電源を切ること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、市長が傍聴を禁じたとき、傍聴者の退場を命じたとき、又は会議が散会となったときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の記載事項)

第11条 市長は、要綱第7条に規定する議事録を作成するに当たっては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席者（傍聴者を除く。）の氏名
- (3) 協議又は調整に係る事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他市長が必要と認めた事項

(議事録の公表の方法)

第12条 議事録は、高砂市のホームページへの掲載及び情報公開コーナーでの備付けにより公表するものとする。

2 公表する議事録には、要綱第6条ただし書に規定する内容については、記載しない。

附 則

この要領は、平成27年5月28日から施行する。